

新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入が減少した世帯に係る
国民健康保険料の減免に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症）（以下「感染症」という。）の影響により主たる生計維持者の収入が減少した世帯（以下「減免対象世帯」という。）の保険料の減免の実施について、西宮市国民健康保険条例施行規則付則第7項第1号により必要な事項を定めるものとする。

(減免対象世帯)

第2条 減免対象世帯は、感染症により次の各号のいずれかに該当する世帯とする。

(1) 主たる生計維持者が死亡し、若しくは重篤な傷病を負った世帯又は主たる生計維持者が死亡したことに伴い住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第25条の規定による届出により世帯主が変更となった世帯

(2) 主たる生計維持者の所得税法（昭和40年法律第33号）第26条第2項に規定する不動産収入、同法第27条第2項に規定する事業収入、同法第28条第2項に規定する給与収入及び同法第32条第3項に規定する山林収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のアからウまでの全てに該当する世帯

ア 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年中の当該収入の額の10分の3以上である

イ 主たる生計維持者の前年中の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。）の合計額（以下「合計所得金額」という。）が1,000万円以下である

ウ 減少することが見込まれる主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年中の所得の合計額が400万円以下である

(3) 前号に該当する世帯のうち主たる生計維持者が事業等を廃止し、又は失業した世帯

2 主たる生計維持者が国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「非自発的失業者」という。）に該当する場合は、同条第1項の規定に基づく非自発的失業者に対する給与所得の計算の特例により保険料の額を軽減することとし、前項第2号及び第3号の規定による保険料の減免は行わない。

3 前項の規定にかかわらず、主たる生計維持者が非自発的失業者に該当する場合であって、当該者の給与収入以外の事業収入等の減少が見込まれることにより第1項第2号に該当する場合及び当該者の給与収入以外の事業収入等の減少が見込まれ、かつ、当該者が事業等を廃止したことにより第1項第3号に該当する場合は減免を行うものとする。

(減免する保険料額)

第3条 保険料の減免額は、前条第1項各号のいずれかに該当するに至った世帯につき、次の各号の基準より算定した額とする。なお、2以上の基準に該当する場合は、減免額の大きいものを適用す

る。

- (1) 前条第1項第1号に該当する世帯 当該世帯の被保険者全員について算定した保険料額の全額
- (2) 前条第1項第2号に該当する世帯 当該世帯の被保険者全員について算定した保険料額に減少することが見込まれる事業収入等に係る前年中の所得金額（減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額）を乗じ、被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年中の合計所得金額（非自発的失業者の保険料軽減制度を適用後）で除した額（当該世帯の被保険者全員について算定した保険料額を限度とする）（以下「対象保険料額」という。）に次に掲げる主たる生計維持者の前年中の合計所得金額（非自発的失業者の保険料軽減制度を適用前）の区分に応じた減免割合を乗じて得た額

| 前年中の主たる生計維持者の 合計所得金額 | 減免割合 |
|-------------------------|-------|
| 300万円以下であるとき | 10/10 |
| 400万円以下であるとき | 8/10 |
| 550万円以下であるとき | 6/10 |
| 750万円以下であるとき | 4/10 |
| 1,000万円以下であるとき | 2/10 |

- (3) 前条第1項第3号に該当する世帯 対象保険料額の全額
(減免金額の計算)

第4条 減免金額は、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額それぞれで計算し、1円未満の端数があるときはそれぞれ小数点第一位を切り上げるものとする。ただし、保険料額を限度とする。

(減免の申請)

第5条 この要綱にかかる減免の申請を行う者は、減免申請書に申請事実を証明する資料を添えて市長に提出しなければならない。なお、市長が認める場合は、添付資料を省略することができる。

(減免の申請期限)

第6条 この要綱にかかる減免の申請期限は、令和2年2月分及び3月分並びに令和2年度分の保険料については令和3年3月31日まで、令和3年度分の保険料については令和4年3月31日までとする。なお、市長が認める場合は、この限りではない。

(減免の取消し)

第7条 市長は、減免の決定を受けた世帯が、申請理由に該当しない等により減免を受けることが不相当であると認められるに至った場合、又は虚偽の申請その他不正な行為により減免の決定を受けたことが明らかとなったときは、当該決定を取り消すものとする。

付則

この要綱は、公布の日から施行する。

付則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1項第2号の規定は令和2年6月12日から適用する。

付則

この要綱は、公布の日から施行する。